

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	手話サークル補助金
補助事業等の目標	講習・研修活動への支援をすることにより手話通訳者・奉仕員を養成する。 (福祉団体への運営支援)
補助事業等の対象者	市内在住者を対象とする諏訪市手話サークル(ボランティアグループ)
補助対象経費	聴覚障がい者に対する手話通訳を学ぶことによって、聴覚障がい者との交流会への参加及び手話通訳資格取得を行うためのサークル事業活動費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、24,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 事業費約 30 万円の概ね 1 割相当の補助額で、運営資金の一部となっている。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 60 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 障害者福祉支援策として、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 障がい福祉係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)

令和 8 年 2 月 2 日 一部改正 (令和 8 年 4 月 1 日 施行)